

1. 地番

問題1 地番区域は、市、区、町、村をもって定めるものとされており、字を地番地域とすることはできない。

問題2 土地区画整理事業を施行した地域においては、ブロック（街区）ごとに地番を付すことができる。

問題3 土地の合筆の登記を申請した場合、合筆後の土地の地番は、必ず合筆前の首位の地番としなければならない。

問題4 「イ・ロ・ハ」等の文字支号を用いた地番が付された土地につき、地積の更正の登記が申請された場合は、特別な事情がある場合を除き、当該地番は変更される。

問題5 土地区画整理事業に基づく換地処分による土地の登記をする場合において、従前の土地において閉鎖された地番を換地後の地番として定めることはできない。

問題6 3番の土地を3番1、3番2に分筆した後、分筆位置が間違っていたことにより分筆の登記の抹消をした場合において、改めて2筆に分筆するときの地番は何番と何番になるか答えよ。

1. 地番

解答1 × 地番区域は、市、区、町、村、字又はこれに準ずる地域をもって定めるものとする（規則97条）。

解答2 ○ 土地区画整理事業を施行した地域等においては、ブロック（街区）地番を付しても差し支えない（準則67条1項8号）。

HINT

ブロック地番とは、1つのブロック（周囲を道路で囲まれた街区）について1つの本番（例えば1番）を設け、そのブロック内の土地の地番は、すべてその本番に支号を付けた番号（1番1、1番2、1番3、…）にする方法である。

解答3 × 合筆した土地の地番は、原則として合筆前の首位の地番となる。ただし、特別の事情があるときは、適宜の地番を定めて差し支えないとされている（準則67条1項6号・7号）。

HINT

この「特別の事情」の規定は、土地の表題登記及び分筆の登記の場合でも同様である（同3号・4号）。

解答4 ○ 登記官は、従来の地番に数字でない符号又は支号の支号を用いたものがある場合には、その土地の表題部の登記事項に関する変更の登記又は更正の登記をする時に当該地番を変更しなければならない。ただし、変更することができない特段の事情があるときは、この限りでない（準則67条2項）。

解答5 × 抹消、滅失又は合筆により登記記録が閉鎖された土地の地番は、原則として再使用することはできないが、特別の事情がある場合は再使用することができる。地区画整理事業に基づく換地処分はこの「特別の事情」に該当するとされている。

解答6 3番1、3番3

3番2は閉鎖されるため、特別の事情がない限り再使用できない（準則67条1項2号）。また、3番1は従来の3番の登記記録のものであるため、閉鎖されない。